

岡崎市介護予防ケアマネジメント実施要領 新旧対照表(案)

改正案	現 行
<p>(実施の視点等)</p> <p>第5条 介護予防ケアマネジメントは、地域において対象者が自立した日常生活を送れるよう実施するものであり、対象者が自分の健康増進や介護予防について意識を持ち、主体的に目標達成に取り組んでいけるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチするものとする。さらに、<u>サービスを終了した場合においても対象者のセルフケアとして習慣化され継続できるよう目標を設定し、目標達成のための具体策に対して、対象者が自分の生活の中に取り入れ、自分で評価し、継続的に実施できるよう</u>_____ <u>専門的視点から必要な援助を行う。</u></p> <p>(介護予防ケアマネジメントの類型)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ケアマネジメントB</u></p> <p><u>対象者が介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、要綱第5条第1号イの(イ)に規定する事業が含まれている場合で、その他利用する事業がない又はインフォーマルサービス又は要綱第5条第1号アの(ウ)、同号アの(エ)に規定する事業のみの場合。</u></p>	<p>(実施の視点等)</p> <p>第5条 介護予防ケアマネジメントは、地域において対象者が自立した日常生活を送れるよう実施するものであり、対象者が自分の健康増進や介護予防について意識を持ち、主体的に目標達成に取り組んでいけるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチするものとする。さらに、_____ <u>目標達成のための具体策に対して、対象者が自分の生活の中に取り入れ、自分で評価し、継続的に実施できるよう具体策から得られる効果や対象者の状態像等について理解、共有できるよう専門的視点から必要な援助を行う。</u></p> <p>(介護予防ケアマネジメントの類型)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ケアマネジメントC</u></p> <p><u>対象者が介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、要綱第5条第1号アの(ウ)、同号アの(エ)に規定する事業のみが含まれている場合。</u></p>

(3) ケアマネジメントC

対象者が介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、要綱第5条第1号アの(ウ)、同号アの(エ)に規定する事業のみが含まれている場合。

(サービス担当者会議)

第9条 略

2 サービス担当者会議は、ケアプラン作成時、ケアプラン変更時、法第33条第4項の規定により準用する法第32条第6項の規定により対象者に関する要支援更新認定が行われた時(以下「要支援更新認定時」という。)、要綱第13条に規定する事業対象者にあつてはケアプラン作成から少なくとも2年が経過する時、その他ケアプランの目標が達成する時期等必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントBは必要時のみ、ケアマネジメントCの場合においては実施を要しない。

3 略

(対象者への説明・同意)

第10条 地域包括支援センターは、ケアプランの原案について、対象者へ説明し対象者から同意を得る。

2 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス・支援計画書が利用者の希望等に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定事業者等を紹介するよう求めることができるこ

(サービス担当者会議)

第9条 略

2 サービス担当者会議は、ケアプラン作成時、ケアプラン変更時、法第33条第4項の規定により準用する法第32条第6項の規定により対象者に関する要支援更新認定が行われた時(以下「要支援更新認定時」という。)、要綱第13条に規定する事業対象者にあつてはケアプラン作成から少なくとも2年が経過する時、その他ケアプランの目標が達成する時期等必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントCの場合においては実施を要しない。

3 略

(対象者への説明・同意)

第10条 ケアプランの原案について、対象者へ説明し対象者から同意を得る。

と等の説明を行い、理解を得なければならない。

3 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 地域包括支援センターは、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該地域包括支援センターは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 地域包括支援センターの使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 地域包括支援センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧

に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、地域包括支援センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、地域包括支援センターの使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 地域包括支援センターは、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち地域包括支援センターが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た地域包括支援センターは、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 地域包括支援センターは、書面で行うことが規定されている又は想定される同意等（説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

(1) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられる。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。

(2) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。

(3) 電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守す

る。

(モニタリング及び評価)

第12条 略

2 略

(1) ケアマネジメントA、B

サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業実施者から月1回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援更新認定時、3か月に1回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。ケアマネジメントBは、必要時のみ実施する。

(2) 略

3 略

4 略

5 略

(給付管理票等)

第13条 略

2 受託者は、ケアマネジメントを行った対象者のうち、ケアマネジメントA（短期集中型通所サービスを利用し、予防専

(モニタリング及び評価)

第12条 略

2 略

(1) ケアマネジメントA

サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業実施者から月1回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援更新認定時、3か月に1回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

(2) 略

3 略

4 略

5 略

(給付管理票等)

第13条 略

門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、又は予防専門型通所サービスを利用しないケース）を委託で実施の場合及びケアマネジメントBを委託で実施の場合は、委託先事業者情報を翌月10日の1開庁日前（10日が休庁日の場合は2開庁日前）までに長寿課に提出する。

（委託料の請求）

第14条 地域包括支援センター設置法人は第12条第1項及び第2項に係る介護予防ケアマネジメント実施状況の報告及び委託料の請求をサービスが実施された月の翌月10日の1開庁日前（10日が休庁日である場合は2開庁日前）までに国保連に行う。

（委託料の支払い）

第15条 略

2 略

3 略

4 介護予防ケアマネジメントの対象者が愛知県外住所地特例者の場合は、前3項の規定によらず、岡崎市は地域包括支援センター設置法人に対し介護予防ケアマネジメント費を支払う。

5 略

（苦情への対応）

（委託料の請求）

第14条 地域包括支援センター設置法人は第12条第1項及び第2項に係る介護予防ケアマネジメント実施状況の報告及び委託料の請求をサービスが実施された月の翌月10日の1開庁日前（10日が休庁日である場合は2開庁日前）までに行う。

（委託料の支払い）

第15条 略

2 略

3 略

4 介護予防ケアマネジメントの対象者が住所地特例者の場合は、前3項の規定によらず、岡崎市は地域包括支援センター設置法人に対し介護予防ケアマネジメント費の委託料を支払う。

5 略

第 18 条 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らがケアプランに位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動に対する対象者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切にする。

2 地域包括支援センターは、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録するとともに、当該記録は、その完結の日から 5 年間保存する。

3 地域包括支援センターは、提供した介護予防ケアマネジメントに係る対象者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 地域包括支援センターは、市からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市に報告する。

(事故発生時の対応)

第 19 条 地域包括支援センターは、対象者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 地域包括支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、当該記録は、その完結の日から 5 年間保存する。

3 地域包括支援センターは、対象者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合に

は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第20条 地域包括支援センターは、担当職員及び対象者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

2 地域包括支援センターは、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(非常災害対策)

第21条 地域包括支援センター設置法人は、非常災害や感染症発生に関する業務継続に向けた計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知や研修するとともに、避難訓練、その他必要な訓練等を行う。

(ハラスメント対策)

第22条 地域包括支援センターは、職場において行われる性的な言動又は優越

的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(高齢者虐待防止)

第23条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の決定等必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第24条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防サービス・支援計画(ケアマネジメント結果等記録)

(2) 第9条第3項に規定するサービス担当者会議の記録

(3) 第12条第4項に規定する評価及びモニタリング結果

(4) 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第19条第1項の事故の状況及び処置についての記録